

業務委託契約書（案）

- 1 委託名 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託
- 2 委託場所 荒川上流水循環センター外
埼玉県深谷市菅沼984外
市野川水循環センター外
埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521-6外
- 3 事業期間 自 令和 6年 3月 1日
至 令和 9年 2月28日
(ただし、契約を締結した日から令和 6年2月29日までを準備期間として設ける。)
- 4 委託費 金 円
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額
金 円)
- 5 契約保証金 契約約款のとおり
- 6 その他 令和 6年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額または削除があった場合、本契約は解除する。

上記の委託業務について、発注者埼玉県と受注者 共同企業体とは、各々対等な立場における合意に基づき、別添の契約約款に従い公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号

発注者 埼玉県

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

受注者

共同企業体

代表構成員

構成員

構成員

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託契約約款

(業務の範囲)

- 第1条 受注者は、本契約書及び業務要求水準書（以下「本契約書等」という。）に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の維持管理（以下「本件業務」という。）を受託する。
- 2 受注者の業務範囲は以下の各号に記載された業務（その内容を別紙2に記載する。）とする。
- (1) 本件施設の運転管理。別紙3に定める放流水質に関する基準、別紙10に定める汚泥に関する基準を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の保安全管理。別紙4に定める保安全管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測、その他の管理業務。
- 3 受注者は、本契約書等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品などを決定し本件業務を行うことができる。

(総括責任者)

- 第2条 受注者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者を本件業務の総括責任者として定め、書面をもって発注者に通知するものとする。また、変更した場合も同様とする。
- 2 総括責任者は、委託場所に常駐し、本件業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

(監督員)

- 第2条の2 発注者は、監督員を定めたときは書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更した場合も同様とする。また、2名以上の者を監督員として通知する場合は、権限の分担を明示する。

(事業期間及び準備期間)

- 第3条 事業期間は、令和6年3月1日（以下「事業開始日」という。）0時00分より令和9年2月28日（以下「事業期間満了日」という。）24時00分までとする。
- 2 本契約締結日から令和6年2月28日までを準備のための期間（以下「準備期間」という。）とし、受注者の費用により、前受注者から引き継ぎ、別紙2に規定された業務の準備を行うものとする。

(契約保証金)

- 第4条 受注者は、委託費の10分の1に相当する金額以上の額の契約保証金を本契約締結時に納付しなければならない。ただし、受注者は、契約保証金の納付に代えて、次の各号に掲げられた有価証券等を、同号所定の金額が契約保証金以上となる数量を差し入れることができる。
- (1) 国債及び地方債：債権金額

- (2) 政府の保証のある債権：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手：小切手金額
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形：手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- (5) 銀行等に対する定期預金債権：当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 銀行等の保証：その保証する金額
- (7) 保証事業会社の保証：その保証する金額

2 発注者は、受注者が本契約により発生する一切の債務について、発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保することを持って、受注者に対し、前項の契約保証金の納付を免除することができる。この場合、委託費の10分の1以上の金額を保険金額とし、発注者を被保険者とする履行保証保険をもって、上記「発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。

(優先関係)

第5条 本契約書等及び入札説明書の間で相違が生じた場合、本契約書等を優先する。

(施設機能の確認)

第6条 受注者は、事業開始日までに、発注者が示した施設機能確認書（業務要求水準書閲覧資料21）の内容が、別紙4に定める保安全管理要求水準を満たしていること、及び本件施設の様子が施設機能確認書と一致していることを確認する。

- 2 受注者は、前項の確認後、施設機能確認書の内容が別紙4に定める保安全管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の様子が施設機能確認書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の様状と施設機能確認書に不一致が存在することを本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合を除く。
- 3 前項ただし書きの場合、発注者は、受注者と協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

(維持管理実施計画)

第7条 受注者は、以下に掲げる各計画（以下総称して「維持管理実施計画」という。）を、それぞれの期限までに、自らの費用負担により、本契約書等に記載された条件に従って作成し、発注者に提出するものとする。

- (1) 維持管理実施基本計画：事業開始前
- (2) 年間維持管理実施計画：各年度の事業開始日の14日前（令和5年度分は、不要）
- (3) 月間維持管理実施計画：各月の事業開始日の7日前

なお、維持管理実施基本計画には別紙5-1に定められた事項が、年間維持管理実施計画には別紙5-2に定められた事項が、月間維持管理実施計画には別紙5-3に定められた事項が

記載されなければならない、維持管理実施計画の記載事項の詳細に係る事項については、準備期間に行われる発注者及び受注者との協議によって定められたところに従うものとする。

- 2 受注者は、維持管理実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、維持管理実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、維持管理実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正を求めることができる。
- 3 受注者が維持管理実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の14日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出するものとする。

(許認可の取得等)

第8条 法令上別紙6に定める資格を有する者が実施すべき業務を受注者が実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用のための承認を受けるものとする。
- 3 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用負担により取得して使用する。

(流入基準)

第9条 流入基準は別紙7のとおりとする。受注者はこの流入基準において、放流水質の要求水準を満足すること。

(流入水の処理)

第10条 受注者は流入水を別紙3に定める放流水質契約基準Iに適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第11条第1項又は第12条第2項において、受注者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。

- 2 別紙3に定める放流水質契約基準I又は放流水質法定基準を達成できなかったときは、別紙8に基づき、受注者は速やかに改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質契約基準I又は放流水質法定基準が満たされなかったときは、発注者は、別紙8及び別紙14に規定された手続きに従い委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、やむを得ない事態による場合、これに基づき委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求を行うことはできないものとする。
- 4 受注者は流入水を別紙3に定める放流水質契約基準IIに適合させるように放流する義務を負うものとする。
- 5 別紙3に定める放流水質契約基準IIを達成できなかったときは、別紙8に基づき、受注者は

速やかに改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 6 放流水質契約基準Ⅱが満たされなかったときは、発注者は、別紙8及び別紙14に規定された手続きに従い委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。

(流入水質が流入基準を満たさない場合)

第11条 流入水質が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、本条第2項に違反した場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合、受注者は、水循環センターの機器の能力を最大限活用し放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとする。発注者から指示がある場合はそれに従う。受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を別紙14に従い請求することができるものとする。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第12条 流入水量が、水量に関する流入基準を上回った場合、受注者は、別紙9に従い対応するものとする。

- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

第13条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙7の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告し対策を行うものとする。

- 2 発注者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知し対策を促すものとする。

(汚泥の処理)

第14条 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、別紙10に定めるところによる。

- 2 前項の基準を満たしていない場合、第10条第2項及び第3項を準用する。

(引継事項)

第15条 受注者は、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(別紙11)を

作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。

- 2 発注者は、随時、引継事項を閲覧し、受注者に対しその内容の説明を求めることができる。
- 3 機器類の変更や運転方法の変更があったときは、受注者は引継事項の内容を速やかに変更するものとし、常に最新の設備に対応できるようにしておかなければならない。

(本件施設の保安全管理)

第16条 受注者は、以下に記載された本件施設の保安全管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙2に記載された保守点検業務（日常点検及び別紙19に示す定期保守点検）
- (2) 第16条の2に規定する定期修繕
- (3) 第17条に規定する小修繕
- (4) その他の本件施設の保安全管理

(定期修繕)

第16条の2 受注者は別紙18に規定する修繕を指定年度ごとに実施する。

- 2 修繕は水処理への影響が最小限となるよう日程等の調整を考慮すること。
- 3 定期修繕の実施に当たっては、県内中小企業の受注機会の増大に努めること。

(定期修繕以外の小修繕)

第17条 本件施設において新たな修繕の必要が生じた場合、その費用が一件当たり250万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以下の修繕については、発注者の確認後、小修繕として定期修繕とは別に受注者が実施する。

- 2 受注者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の修繕を行うものとし、かかる修繕の費用については発注者及び受注者との協議によるものとする。
- 3 小修繕の実施に当たっては、県内中小企業の受注機会の増大に努めること。

(回復措置請求)

第18条 第16条に規定された管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合又は改善計画書のとおり本件業務が是正できない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。（以下「回復措置請求」という。）
- 3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の

全部又は一部の撤回を求めることができる。

- 4 発注者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回しない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。

(本件施設の水質計測)

- 第19条 受注者は、放流水が別紙3に示す放流水質契約基準を満たしているかを確認するため、維持管理実施計画に記載された水質管理計画に従い水質試験を行う。その結果、別紙3に示す放流水質契約基準を満たしていない場合、受注者は別紙8に規定された対応を行うものとする。
- 2 受注者は、水質試験の結果及び受注者が行った対応について、第21条の定めるところに従い発注者に報告する。

(発注者による放流水の監視、立入検査)

- 第20条 発注者は、随時、水質試験、その他の環境計測及び施設の機能についての検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。
- 2 発注者は、前項の検査又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、施設へ立ち入ることができる。また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。
 - 3 本条第1項及び第2項の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、発注者は、必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。また、発注者は検査費用及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

(業務の報告)

- 第21条 受注者は、本件施設の点検及び第19条に規定する水質試験の結果について、別紙13に従い日報を作成し、発注者に速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、月又は年度が終了したときは、速やかに運転状況、作業状況、故障状況や修繕状況などを記載した、月報又は年報を作成し発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙13によるものとし、様式は、受注者の提案に基づき発注者が承認するところによる。
 - 3 発注者は、日報、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求めることができる。また、必要な範囲で、その他の資料の提出を求めることができる。受注者は誠意をもって対応しなければならない。
 - 4 受注者は、定期保守点検又は定期修繕を実施したときは、別紙13に示す定期保守点検実施報告書又は定期修繕実施報告書を発注者に提出するものとし、発注者は適正な報告書を受領してから10日以内(発注者の休日を除く。)に業務の完了確認のための検査を実施するものとする。

する。

- 5 前項の検査の結果、是正が必要であると発注者が認めた場合、受注者は是正を行うものとする。

(検査及び支払い)

第22条 委託費は概算払いとし、年度ごとに清算する。

- 2 受注者は各年度の4月、7月、10月、1月に別紙14に定める委託費を請求することができる。ただし、令和5年度は3月とする。
- 3 発注者は、前項の規定による適正な請求を受けたときは、請求の受領後30日以内に委託費を支払うものとする。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が本契約に違反している場合に限り、発注者は委託費の支払いを留保することができる。
- 4 発注者は受注者が本契約に違反したと認められたときは、別紙14に従い委託費を減額することができる。
- 5 一定の物価の変動があった場合、別紙15に従い、委託費の変更を行うことができるものとする。
- 6 受注者は、各年度の業務が完了した時、発注者に通知する。発注者は速やかに受注者の業務内容について検査する。発注者は合格であると認めた場合、その結果を受注者に通知するものとする。
- 7 年度ごとの清算の結果、既支払額が清算額を超える場合、受注者は速やかに発注者にその差額を返還しなければならない。

(委託費の額)

第23条 本契約において、各年度における委託費の支払い予定額（固定費及び修繕費には消費税及び地方消費税の額を含む。）は、次のとおりとする。

令和5年度	固定費：金	円	
	変動費：処理水量1m ³ 当たりの単価	金	円に処理水量を乗じた額
令和6年度	固定費：金	円	
	変動費：処理水量1m ³ 当たりの単価	金	円に処理水量を乗じた額
	修繕費：金	円	
令和7年度	固定費：金	円	
	変動費：処理水量1m ³ 当たりの単価	金	円に処理水量を乗じた額
	修繕費：金	円	
令和8年度	固定費：金	円	
	変動費：処理水量1m ³ 当たりの単価	金	円に処理水量を乗じた額
	修繕費：金	円	

(損害賠償)

第24条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第10条第3項及び第6項に定める場合
- (2) 第14条第2項に定める場合
- (3) 第20条第3項に定める場合
- (4) 第25条第3項に定める場合
- (5) 前各号の外、受注者による本契約の規定への違反、その他、受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第27条第2項に定める場合
- (2) 前号の外、発注者による本契約の規定への違反、その他、発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5 発注者及び受注者は、別紙16に示す保険に加入するものとする。

6 本契約は、第三者に対して別紙3に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(事業期間満了による終了)

第25条 事業期間満了により本件業務が終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、新たに施設を運転する予定者に対し、本件施設が業務要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。
- (2) 受注者は、事業期間満了時において、発注者から貸与された備品、材料品類と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。
- (3) 受注者は、事業期間満了時に、自家発電設備用の燃料は、燃料タンク満タンにて発注者に引き渡すものとする。

2 発注者は、令和9年1月末日までに施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。

3 前項の評価後、事業期間満了時まで、本件施設について業務要求水準を満たしていないと

発注者が判断した場合、発注者は、これによる損害及び費用を受注者に請求することができる。

4 本条第2項による請求がなされた場合、第18条第3項から第5項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第26条 発注者は、受注者について以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、受注者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第10条第3項及び第6項に該当する場合。ただし、別紙8で定められた解除の条件を満たす場合に限る。
- (2) 第18条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。
- (3) 第28条に違反した場合。
- (4) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、正当な理由なく催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (5) 破産の申し立てをした場合又は第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合。
- (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合又は第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (7) 小切手又は手形の不渡りがあった場合。ただし、2号不渡りを除く。
- (8) 本項第5号から第7号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又は本契約書等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項各号の事由の発生により、発注者により契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払う。違約金の額は、委託費の10分の1とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は3月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、発注者は受注者に対し、年間固定費の10分の1に相当する金額を本契約終了後180日以内に補償金として支払うものとする。
- 4 第25条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。
- 5 前項による請求がなされた場合、第18条第3項から第5項の規定を準用するものとする。

（受注者による契約解除）

第27条 受注者は、以下に該当する場合、発注者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 発注者が、委託費の支払いを正当な理由なく1月以上遅延した場合
 - (2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
 - 3 前条第4項及び第5項の規定は、本条の規定により本契約が終了する場合に準用する。

（表明及び保証）

第28条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第26条第1項第5号から9号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 下水道局の契約に係る入札参加資格停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。

(1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

(2) 議会の議決その他、本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

(発注者による委託内容の変更)

第29条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により、委託内容の変更を希望する場合には、受注者に対して変更を希望する日（以下「変更日」という。）の3月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下「変更案」という。）を通知するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案の通知を受けてから1月以内に、発注者に対し、変更案に対応する委託費に関する見積り（入札の際に添付した入札金額見積内訳書と同様の内容及び別紙14と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が見積りを承諾しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第25条及び第26条第3項ただし書を準用する。

5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による委託内容の変更)

第30条 受注者は、委託内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更日の3月前までに変更案を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(不可抗力)

第31条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は、受注者の負担とする。

2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。

ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、固定費相当分を支払うものとする。

4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に通知することにより、発注者及び受注者は契約を解除することができる。

5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

6 不可抗力に該当するか否かについては、発注者及び受注者により協議ができるものとする。

なお、契約解除した場合、第26条第3項ただし書を準用する。

(契約の変更)

第32条 第29条から第31条に定める外、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

第33条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(再委託)

第34条 受注者は、本件業務の全部又は一部を、第三者に請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本件業務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(履行遅滞による違約金)

第35条 受注者は、本契約に定める重要な債務の履行について遅滞があった場合には、契約金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の違約金を発注者に支払うものとする。

(通知)

第36条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に通知しなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第37条 受注者は、受注者及び再委託契約その他の契約の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(受注者調査への協力)

第38条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第39条 本契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約の委託費（本契約締結後、委託費の変更があった場合には、変更後の委託費）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密保持）

- 第40条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容および本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（維持管理実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。
- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - (6) 相手方が書面により承諾した場合。
 - (7) 本契約が第26条により解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して維持管理実施計画を開示する場合。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

（県内中小企業への配慮）

- 第41条 受注者は、本件業務の実施に当たり、次のとおり県内中小企業へ配慮するものとする。
- (1) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業の受注機会の増大に努めること。
 - (2) 物品の調達等に当たっては、県内中小企業が製造又は加工した物品の積極的な活用に努めること。

（準拠法および管轄裁判所）

- 第42条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（雑則）

- 第43条 受注者は、本件業務の実施に当たり、別紙17に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 3 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
 - 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

（定めのない事項）

- 第44条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。